

## 第5章 産業が元気なまちづくり

### 第1節 農業

### 第2節 商工業

### 第3節 労働環境



やちよ農業交流センター

## 第1節 農業

## 1 農業振興



## 将来のまちの姿

都市生活と農業が共存し、新鮮な食材が身近で手に入る豊かな暮らしや農作物の実りの風景が守られているまち

## 現状と課題

- ◆ 本市の農業は、主にニンジンやネギ、ナシ、生乳といった農畜産物を産出しており、大消費地に近い特性を生かして、新鮮かつ安全な農畜産物を供給しています。
- ◆ 本市の農業をとりまく環境は、就農者の高齢化や担い手の不足、遊休農地の増加、近年の台風をはじめとした自然災害の被害、資材費の高騰など厳しい状況にあります。
- ◆ 本市の農業を維持していくためには、ドローン\*などの情報通信技術を活用したスマート農業の導入、6次産業\*の推進、法人の農業参入の促進などが必要です。
- ◆ 都市農業が有する防災・減災、景観形成、環境保全、農業体験や学習の場などの多面的機能が今後も十分に発揮されるよう、都市と調和した農業振興が求められています。
- ◆ 本市においても、人口減少や少子高齢化、財政面の制約など社会情勢の変化に対応し、農業者、市民、農業協同組合などの関係団体がそれぞれの役割を担い、お互いが連携して、地域特性を生かした農業振興を進めていく必要があります。

## 基本方針

- ◆ 生産や出荷の効率化、販路拡大、消費地に近い都市農業の利点を生かした展開などを支援し、農業所得の向上を図ります。
- ◆ 意欲的な農業者への支援を集中して行うため、経営の拡大や効率化に積極的に取り組む経営体を明確にするとともに、新規就農者の確保や定着化を推進します。

\* ドローン：無人航空機。人が乗ることのできない航空機のうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行することができる重量100g以上のもの。

\* 6次産業：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 施策内容

## (1) 農業所得の向上

## ① 道の駅やちよのリニューアル

- 道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアル整備を行い、「都心にいちばん近い体験型道の駅」として、更なるにぎわいを創出し、農産物等の販売促進及び認知度を向上させることにより、就農者の所得向上や交流人口の増加に向けた取組を推進します。

## ② 地産地消\*の拡大

- 学校給食に本市の農作物の使用を促進するとともに、「道の駅やちよ」や地元の商業施設への販路拡大を促進し、就農者の所得向上を図ります。

## ③ 特産品の生産や販売の強化

- 本市の特産品であるニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産や販売の強化を図ります。

## ④ 付加価値の高い農業経営の支援

- 就農者の生産コストの削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

## ⑤ 農業災害や被害への対応

- 本市の農業環境の維持を目的とした防災や減災への対応力の強化や、病害虫・有害鳥獣の対策を図ります。

## (2) 農業を担う多様な人材の確保や育成

## ① 新規就農者の確保や育成

- 新規就農者を確保・育成するために、本市の営農環境に適した新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着を支援します。

## ② 既存の農業者の育成

- 地域計画\*における農業を支える経営体に支援を行います。

## ③ 農業の応援者の確保や育成

- 本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市民の本市の農業への理解や参画を促進します。

## 関連する個別計画

八千代市第2次農業振興計画

\* 地産地消：地元で生産されたものを、地元で消費すること。

\* 地域計画：農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき、地域の農業者や関係機関との協議の場を経て市町村が策定する地域農業の将来像を示す計画。

## 第1節 農業

## 2 農地保全



## 将来のまちの姿

生産基盤の整備や農業経営体の育成が進み、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業が確立したまち

## 現状と課題

- ◆ 国は、食料・農業・農村基本計画などの方針に基づき、農業の持続的な発展のための生産性の向上を目指しており、各都道府県に組織された農地中間管理機構による農地集積や集約、基盤整備などの取組が推進されています。
- ◆ 本市の地域別農業の特性をみると、北部地域は農業振興地域に指定されるなど豊かな農地が広がっていますが、南部地域は生産緑地に指定されている地域もあり、住宅地と共存した営農が展開されています。
- ◆ 本市の農地の令和5（2023）年度末の地目別面積をみると、田と畑の合計が1,247ha（令和元（2019）年度比18haの減少）と減少傾向にある一方、遊休農地の面積は増加傾向にあります。
- ◆ 市内の農地が減少傾向にあるなか、露地野菜、水田、酪農などの生産基盤を守り、本市の農業が食育や災害時の避難場所、水源涵養\*などの多面的機能を発揮するためには、遊休農地の増加抑制や有効利用などに取り組み、適切な量の農地を維持することが必要です。
- ◆ 本市の水田の多くは0.5ha以上の区画であり、基盤整備が進んでいますが、未整備の水田も点在しています。一方、畑は、機械作業に適した整形の畑が少なく、規模拡大に必要な農地を確保しにくい状況となっています。
- ◆ 未整備の水田は、農業経営に必要な優良農地を確保するために国や県の事業を活用して整備を進める必要があります。また、畑や樹園地は、担い手の条件に合う農地を確保するために、農業機械の導入支援や土地所有者との長期営農を前提とした条件の調整などの対応が求められています。

## 基本方針

- ◆ 未整備の農地を耕作しやすい農地に整備するとともに、農業経営の規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

\* 涵養：地表の水が地下に浸透し、地下水となること。

施策内容

(1) 農地の整備と担い手への集積

① 農地の整備と保全

- 基盤整備が実施されていない水田の整備や畑の区画拡大を促進するとともに、農地の適切な保全に取り組みます。

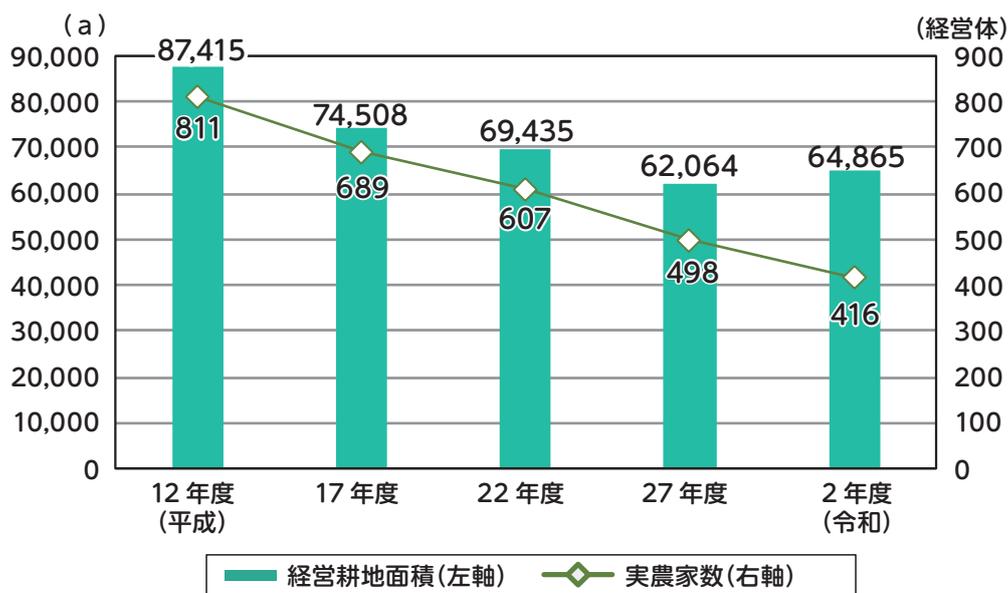
② 担い手の農地などの確保

- 担い手の経営規模の拡大を支援するために、経営拡大を志向する担い手の希望条件に合った農地を確保できるよう、農地のマッチングを推進します。

関連する個別計画

八千代市第2次農業振興計画

図表23 市内の実農家数と経営耕地面積



(資料) 農林業センサス

## 第2節 商工業

## 1 商業振興



## 将来のまちの姿

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある個店や商店街が増え、市民の身近な買い物の場や交流の場としてにぎわいのあるまち

## 現状と課題

- ◆ 本市の商業は、経営者の高齢化や後継者不足のほか、少子高齢化の進行に伴う労働力不足やコロナ禍による消費行動の変化もあって、厳しい経営環境となっています。
- ◆ 消費者の生活や消費スタイルが多様化するなかで、市内の商業環境を維持するためには、キャッシュレス決済の導入やインターネットを活用した商品情報の提供といったDXの推進や後継者の育成などが不可欠となっています。
- ◆ 市内に10か所ある商店街には、市民の身近な買い物の場や交流の場など地域におけるコミュニティ機能の発揮が期待されており、消費者ニーズを的確に捉えて個店の魅力を高めつつ、大規模小売店舗とともに地域に密着した商店街への変革が求められています。
- ◆ 八千代市創業支援等事業計画に基づいて、相談窓口の設置や創業セミナーの開催など創業支援体制を強化しており、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度には市内で61人が創業するなど一定の成果もみられます。

## 基本方針

- ◆ 国、県、商工会議所などの関係機関との連携を強化するなか、市内の事業者や商店街が自主的に実施する商業の活性化に向けた取組を支援します。
- ◆ 商店街が身近な買い物の場や交流の場など地域のコミュニティ機能の核として役割を担えるよう、消費者ニーズへの対応力強化など時代の潮流を踏まえた商業の振興を図ります。

### 施策内容

#### (1) 商業の振興

##### ① 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携による産学官協同の商業に関する調査や研究を通じて、成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービスなどの開発を支援します。
- 農・商・工・観の連携による本市固有の地域資源を活用した魅力ある特産品の開発、商品化、広報活動などを支援します。
- 商工会議所と連携して研修会や講演会を開催するなど、経営情報の提供や事業者からの経営相談への助言、事業承継などを支援するほか、八千代市創業支援等事業計画に基づいて新規創業を促進します。
- 金融機関及び千葉県信用保証協会との連携により、中小企業の円滑な資金調達を支援します。

##### ② にぎわいのある商店街の形成

- 地域の商業環境の充実や商店街の活性化に向けて、地域ににぎわいを創出するためのイベントなどの取組を支援します。
- 商工会議所と連携して、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄に向けた取組を推進します。
- UR都市機構や商業団体などと協議のうえ、空き店舗の減少に向けた取組を推進します。

##### ③ 商店街の環境整備の促進

- 魅力的な商店街を形成するため、景観の統一性、利便性、安全性などの向上に向けた共同施設や設備の適正な維持管理を支援します。

### 関連する個別計画

八千代市創業支援等事業計画

## 第2節 商工業

## 2 工業振興



## 将来のまちの姿

将来の需要を予測した新たな技術や製品を開発するものづくりとともに、住環境と操業環境の調和が確保されたまち

## 現状と課題

- ◆ 市内の工業団地の開発動向をみると、昭和39（1964）年に八千代工業団地、昭和47（1972）年に上高野工業団地、昭和51（1976）年には吉橋工業団地が造成・分譲されており、この3つの工業団地が本市の工業の中心となっています。
- ◆ 市内の工業を取り巻く社会情勢は、経済のグローバル化による競争激化、国内の人口減少に伴う内需縮小及び雇用不足の拡大、脱炭素の機運の高まり、情報通信技術の急速な進展など、変化の時代を迎えています。
- ◆ 本市の工業が持続的に発展していくためには、AI\*やIoT\*などの次世代技術の活用によるDXの推進、脱炭素社会に不可欠な二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減に寄与する技術革新の創出、円安などに伴う原材料価格の高騰に耐えうる収益構造の見直しなどにより、付加価値生産性を高めつつ、経営基盤を強化することが必要です。
- ◆ 本市は、東京のベッドタウンとして住宅地の開発が進んだこともあり、工業団地と住宅地が混在している地域がみられ、工場が安定的に操業できる工業用地の確保が求められています。

## 基本方針

- ◆ 商工会議所など関連機関との連携や産学官連携などによる産業基盤の強化及び技術開発力の向上を促進します。
- ◆ 市民の理解と協力を得ながら、事業者が本市で継続して操業できるような操業環境の改善に向けた取組を支援します。

\* AI：人工知能（Artificial Intelligence）の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

\* IoT：Internet of Thingsの略。家電製品・車・建物など、様々な「モノ」をインターネットとつなぐ技術のこと。

### 施策内容

#### (1) 工業の振興

##### ① 既存工業の活性化の促進

- 県や商工会議所などの関係機関及び市内の工業者団体との連携により、既存企業の活性化を推進します。

##### ② 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携による産学官協同の工業に関する調査や研究を通じて、成長が見込まれる新分野への進出や新たな技術開発などを支援します。
- 商工会議所と連携して研修会や講演会を開催するなど、経営情報の提供や事業者からの経営相談への助言、事業承継などを支援するほか、八千代市創業支援等事業計画に基づいて新規創業を促進します。
- 金融機関及び千葉県信用保証協会との連携により、中小企業の円滑な資金調達を支援します。

##### ③ 異業種交流の促進

- 新たなビジネス機会の拡大やイノベーション\*の創出のために、商工会議所との連携のもと異業種交流を促進します。

##### ④ 良好な操業環境の確保

- 市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、工場と住宅の共生に向けて企業と市民の相互理解を深め、工場の操業環境の確保を促進します。

### 関連する個別計画

八千代市創業支援等事業計画

\* イノベーション：革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。

## 第3節 労働環境

# 1 就業・雇用



### 将来のまちの姿

事業者が必要な人材を雇用できるとともに、働きたい人の就業機会が確保されたまち

#### 現状と課題

- ◆ 本市の就業・雇用環境をみると、少子高齢化の進行を背景に生産年齢人口が減少傾向にあるなか、企業の労働力の確保が年々難しくなっています。
- ◆ このような厳しい雇用情勢のなか、国は、女性活躍推進法やニッポン一億総活躍プラン、働き方改革関連法に基づき、労働力の確保に向けた各種取組を推進しています。
- ◆ コロナ禍後の、価値観の多様化やデジタル技術の進展により、就業場所を限定しない働き方であるテレワークを導入する企業が増加するなど、就業形態が多様化しています。こうした急激な社会情勢の変化に対応できるように、就業希望者や事業者の雇用ニーズを踏まえた就業や雇用への支援が求められています。
- ◆ 本市は、船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し、庁内にハローワーク船橋の出先機関として「地域職業相談室」を設置するなど、就職支援に取り組んでいます。
- ◆ 企業の労働力不足の解決のためには、女性や高齢者、外国人の積極的な雇用や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）の推進など、就業環境の整備が不可欠であり、就業環境の向上に向けて、国、県、市、事業者などが連携して取り組むことが求められています。
- ◆ 令和2（2020）年の国勢調査では、昼夜間人口比率が85.6%と近隣自治体に比べて低い状況であり、就労のための市外への流出が大きくなっています。そのため、雇用の場を確保し、市内への人口流入を図れるよう、企業誘致等について研究する必要があります。

#### 基本方針

- ◆ 少子高齢社会のなかで地域経済の活力を維持していくため、国、県、商工会議所などの関係機関と連携しながら、地域職業相談室における就業希望者向けの相談体制の充実や企業とのマッチング機会の創出などにより、就労や雇用を支援します。

\* ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

## 施策内容

## (1) 就業の実現と安定

## ① 失業者の就業支援

- 船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」における相談体制の充実を図り、失業者の就業を支援します。
- 商工会議所などの関係機関と連携した就労セミナーの開催や、就労希望者と企業とのマッチングを促進します。

## ② 若年者の就業支援

- 国や県の連携のもとで関係部局が協力し、若年無業者\*及び新規学卒者の就業を支援します。

## ③ 高齢者等の就業支援

- 雇用促進奨励金制度などを活用し、高齢者、心身障害者などの就業機会の拡大を図ります。
- 国や県の連携のもとで関係部局が協力し、高齢者や女性の再就職支援及び障害者の就業を促進します。

## ④ 産業誘導の促進

- 地元で就職を希望する若者や仕事と家事・子育てを両立したい就職希望者の就業の場を確保するため、企業ニーズの把握に努めるとともに、成長産業分野の産業誘導を促進します。



八千代ではたらくフェア（合同就職面接会）

\* 若年無業者：15～39歳の非労働力人口（就業者、完全失業者以外の人）のうち、家事も通学もしていない人。